

○要望事項に対する回答について

日 時:令和6年10月3日

場 所:北関東防衛局

要望者:木更津市 田中副市長

対応者:北関東防衛局 鶴岡企画部長

※要望書の提出に際し、以下のとおり口頭による回答がありました。

1. 安全対策の徹底及び基地周辺の生活環境への配慮について

航空機の運用に関する安全対策の徹底については、陸上自衛隊オスプレイに限らず、自衛隊の航空機の運用に当たっては、航空機の維持管理を適切に実施するほか、航空法等の関係法令を遵守しております。その上で、自衛隊の操縦士は、地域の実情に応じて、病院、市街地、住宅地などを可能な限り回避しながら、気象条件も考慮しつつ飛行することを基本としているものと承知しております。

また、騒音等への配慮、対応について、木更津駐屯地周辺の騒音軽減は、重要な課題の一つであり、陸上自衛隊オスプレイを始めとする自衛隊機や米軍機の運用に際して、地元の皆様に騒音に対するご懸念があるということは、当局としても十分認識しております。

木更津駐屯地における陸上自衛隊オスプレイを始めとする航空機の運用にあたっては、航空法を始めとする関係法令や飛行場運用規則等を遵守し、運用上やむをえない場合を除き、早朝、夜間及び土日、祝日における航空機の飛行を控えているとともに、陸上自衛隊オスプレイは、可能な限り回転翼機の場周経路を活用することや飛行場の西側へダイレクトに離陸又は着陸する経路も選定して飛行しており、安全面や騒音等へ最大限配慮した運用を行っていることと承知しております。

いずれにいたしましても、木更津駐屯地における航空機の運用に関しては、当局としましても、引き続き、周辺住民の方々に配慮した運用に努めるよう、また、情報発信についても、木更津駐屯地に地元のご意向を伝えてまいります。

また、米軍機の運用についても、日頃より周辺住民の方々に与える影響を最小限にとどめるよう申し入れているところであり、引き続き、米軍に申し入れてまいります。

2. 基地周辺の環境整備等について

まちづくり支援事業等の推進については、令和7年度においても、所要額の確保に向け最大限努力しているところであります。

基地周辺地域の振興に繋がる事業の推進については、引き続き、木更津市の具体的な考えを伺った上で、環境整備法に基づき、適切に対処してまいりたいと考えております。

3. 潮干狩り等への配慮について

潮干狩り場などの駐屯地周辺で集客イベントが実施される場合の陸上自衛隊オスプレイの運用における配慮については、令和2年2月に木更津市と当局の間で取り交わした合意文書に盛り込まれており、当局から木更津駐屯地に対して、木更津市に必要な配慮を行うよう申し入れてきたところであります。

木更津駐屯地においても、陸上自衛隊オスプレイに限らず、木更津駐屯地所在の飛行部隊については、周辺の潮干狩り場の運営状況を周知徹底して可能な限りその上空飛行を回避するなど、騒音を含め配慮しているものと承知しておりますが、引き続き、最大限配慮した運用がなされるよう、本日の要請についても木更津駐屯地に伝えてまいります。

4. オスプレイに関する覚書等の遵守について

米海兵隊オスプレイの運用については、米側において、平成24年9月の日米合同委員会合意を遵守するとともに、安全性を最大限確保し、地元にも与える影響を最小限にとどめる旨を表明しております。

また、オスプレイの定期機体整備に当たっては、平成29年1月、防衛装備庁、整備企業及び米側と取り交わした覚書の趣旨を踏まえ、安全かつ環境に配慮するよう、米側と調整が行われているとの認識であり、この覚書の内容については、現契約期間においても有効であることを整備企業及び米軍に対して確認済みであります。

当局としても、試験飛行等に当たっては、覚書の趣旨を踏まえ、安全かつ環境に配慮するよう、防衛装備庁を通じ米側へ申し入れるとともに、米軍の運用については、日頃より周辺住民の方々に与える影響を最小限にとどめるよう申し入れてまいります。

陸上自衛隊オスプレイの暫定配備については、防衛省としては、喫緊の課題である島嶼防衛能力の強化のため、早期に佐賀空港に駐屯地を開設する必要性があり、陸上自衛隊オスプレイの移駐に必要な施設を令和7年6月末までに完成させることとしており、その後、駐屯地の開設、陸上自衛隊オスプレイの移駐を進める予定であります。その上で、木更津市に対し、陸上自衛隊オスプレイの暫定配備期間は5年以内を目標とする旨ご説明していることも踏まえ、最大限の努力を行ってまいります。

5. 適時適切な情報提供について

定期機体整備に伴うオスプレイの試験飛行、また、国内外におけるオスプレイの事故やその原因と再発防止策などの情報については、今後とも情報が得られ次第、速やかに木更津市に対して提供してまいります。

また、陸上自衛隊オスプレイの佐賀駐屯地(仮称)への移駐については、移駐に必要な施設を令和7年6月末までに完成させることとしており、その後、駐屯地を開設するとともに、陸上自衛隊オスプレイを配備する予定であります。具体的な移駐のスケジュールについて

決定した際に、速やかにご説明したいと考えております。

事故や部品落下等について、万が一発生した場合においては、部隊が対処するものと承知しており、そのような場合には、当局としても、事故防止及び安全対策に万全を期すとともに再発防止に努めるよう部隊に申し入れます。

また、米軍の運用については、安全面の確保が大前提と考えており、米側に対し、地元への配慮と安全確保について申し入れを行っており、引き続き、安全面に最大限配慮するよう求めてまいります。

なお、オスプレイの安全性については、陸上自衛隊においては、これまでも展示や体験搭乗など累次の機会に情報発信してきており、各種SNSや動画を活用した情報発信も行っているところであります。引き続き、オスプレイへの理解を深められるような情報発信に努めるとともに、頂いたご要望については、防衛本省にも申し伝えます。

航空機から発生する低周波音による影響については、調査研究の過程であり、環境省による環境基準が定められておらず、航空機のような移動発生源からの低周波音については、関連機関において、国内外の関連する科学的知見の収集に努めているところと承知しております。

いずれにいたしましても、地元への影響が最小限にとどまるよう、引き続き、適切に対応してまいります。